

令和8年第2回臨時会

大 江 町 議 会 会 議 録

令和8年	5月12日	開会
令和8年	5月12日	閉会

大 江 町 議 会

令和8年第2回大江町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（5月12日）

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○本会議に職務のため出席した者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定	6
○行政報告	6
○報第3号の上程、説明、質疑	8
○報第4号の上程、説明、質疑	9
○議第39号及び議第40号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○議第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
○議第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
○議第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
○閉会の宣告	35
○署名議員	37

大江町告示第 27 号

令和 8 年第 2 回大江町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 8 年 5 月 7 日

大江町長 松 田 清 隆

1 日 時 令和 8 年 5 月 12 日 午前 10 時

2 場 所 大江町議会議場

3 附議事件

- ・ 専決処分の承認を求めることについて
(大江町税条例の一部を改正する条例)
- ・ 専決処分の承認を求めることについて
(大江町都市計画税条例の一部を改正する条例)
- ・ 財産の取得について
(小形除雪車 1.3m 級)
- ・ 大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 大江町朝日連峰古寺案内センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- ・ 令和 8 年度大江町一般会計補正予算 (第 1 号)
- ・ 令和 8 年度大江町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1 番	菊 地 英 幸 君	2 番	廣 野 秀 樹 君
3 番	大 沼 清 人 君	4 番	菊 地 邦 弘 君
5 番	藤 野 広 美 君	6 番	櫻 井 和 彦 君
7 番	安 食 幸 治 君	8 番	関 野 幸 一 君
9 番	伊 藤 慎一郎 君	10 番	土 田 勵 一 君
11 番	宇津江 雅 人 君		

不応招議員（なし）

令和8年第2回大江町議会臨時会

議 事 日 程（第1号）

令和8年5月12日（火）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 報第 3号 下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 5 報第 4号 水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 6 議第39号 専決処分の承認を求めることについて
(大江町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 7 議第40号 専決処分の承認を求めることについて
(大江町都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 8 議第41号 財産の取得について
- 日程第 9 議第42号 大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第43号 大江町朝日連峰古寺案内センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第44号 令和8年度大江町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議第45号 令和8年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１１名）

１番	菊 地 英 幸 君	２番	廣 野 秀 樹 君
３番	大 沼 清 人 君	４番	菊 地 邦 弘 君
５番	藤 野 広 美 君	６番	櫻 井 和 彦 君
７番	安 食 幸 治 君	８番	関 野 幸 一 君
９番	伊 藤 慎一郎 君	１０番	土 田 勵 一 君
１１番	宇津江 雅 人 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 清 隆 君	副 町 長	菅 野 光 昭 君
教 育 長	清 野 均 君	総 務 課 長	五十嵐 大 朗 君
政策推進課長	鈴 木 利 通 君	地域振興課長	櫻 井 洋 志 君
税務町民課長	伊 藤 修 君	健康福祉課長	岡 田 照 彦 君
農 林 課 長	阿 部 美代子 君	建設水道課長	伊 藤 和 幸 君
教育文化課長	金 子 冬 樹 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	伊 藤 修 君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	西 田 正 広 君	議 会 事 務 局 庶 務 主 査 兼 庶 務 係 長	庄 司 由 利 君
--------	-----------	-----------------------------------	-----------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（宇津江雅人君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから令和8年第2回大江町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、大江町議会会議規則第127条の規定により、

6番 櫻井和彦君

7番 安食幸治君

を指名します。

◎会期決定

○議長（宇津江雅人君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、さきの議会運営委員会での協議に基づき、本日1日間にしたいと思いをます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

◎行政報告

○議長（宇津江雅人君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 皆さん、おはようございます。

大型連休も終わり、新緑もまぶしい季節となってきたというふうに感じております。

また、町政を取り巻く様々な課題解決に向けては、休むことなく迅速に対応していかなければならないと、改めて思っているところであります。

何かと公務多忙の中、本日臨時議会を招集させていただきましたところ、格別のご配慮を賜り厚くお礼を申し上げます。

それでは、行政報告2件につきまして報告させていただきます。

1件目については、大江町健康温泉館ぬくもりの湯の電気設備改修についてであります。

1月下旬に電気系統の不具合が発生しまして、照明や換気扇がつかない状況になっており、現在も仮設での営業をさせていただいているところです。利用者の皆様方には大変ご不便をおかけしておりますことに対しまして、改めておわびを申し上げたいというふうに思います。

この間、一日でも早い不具合の解消に向けて、施工業者や設計業者これらの皆さんと共に調査、検討を様々重ねてまいりました。その結果、このたび改修工事の設計が完了したところであります。

今後、実施させていただきます改修工事につきましては、利用者の皆様のご不便を早期に

解消したいというふうなことに加えまして、昨今の中東情勢の影響に伴い、発注時期が遅くなれば遅くなるほど工事の資材確保が難しくなってくるなど等の理由から既決予算の中で速やかに実施させていただきたいと考えております。

改修工事の概要につきましてであります、浴室内の照明を新たに10基設置するとともに、動かなくなっていた両側の換気扇を更新する、このことなどに加えて、ぬくもりの湯にかかる電気系統の配線の張り替え工事などを行っていく予定としております。

現在の想定の中では、全体の工期としては約3か月間必要だというふうな見込みで、このうち浴室内の工事は約2週間を見込んでいるところであります。浴室内では足場を組んでの工事となることから、約2週間程度の休業になることなどを予定しているところでありますが、できるだけお客様のご迷惑にならないような形で工期を考えていきたいと思っております。

なお、休業の時期につきましては、工事の進捗状況に合わせて、決まり次第また改めてお知らせをしていきたいと考えております。

利用者の皆様には、改修工事が完了するまでの間、引き続きご不便をおかけしますが、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

2件目ですが、大江町地域福祉計画（第4期）の策定についてであります。

事前に皆様のお手元に配付させていただいておりましたとおり、このたび令和8年度から12年度までの5か年間を計画期間とする大江町地域福祉計画（第4期）を策定いたしました。

この計画は、社会福祉法の規定に基づき策定するものであり、本町における福祉分野の取組に関する上位計画として、第10次大江町総合計画及び第3期大江町まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性を図りながら、前期計画でありました（第3期）の計画の進捗状況を評価検討した上で、地域福祉を取り巻く環境の変化や法改正などを踏まえて見直しを行ったものであります。

町といたしましては、本計画において設定した「地域一体となった支え合いの中で、安心して生きがいを持てる社会を築こう」この基本方針の下、地域における福祉課題の解決のために住民や行政、各種機関が連携して行動し、子ども、高齢者、障害者など全ての方々が、安心して生きがいを持って暮らせる町を目指し、引き続き福祉施策を推進してまいりますので、議員の皆様からのご理解ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） これで行政報告を終わります。

お諮りします。

議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

よって、事前に配付されている議案の朗読は省略いたします。

◎報第3号の上程、説明、質疑

○議長（宇津江雅人君） 日程第4、報第3号 下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 報第3号 下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和7年度大江町下水道事業会計予算について翌年度に繰り越ししたもので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告させていただくものであります。

事業内容につきましては、百目木地区下水道管渠整備実施設計業務となります。

なお、金額及び財源の内訳につきましては、別紙、令和7年度大江町下水道事業会計予算繰越計算書に記載のとおりでありますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 報第3号について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 質疑ありませんか。

これで報告を終わります。

◎報第4号の上程、説明、質疑

○議長（宇津江雅人君） 続きまして日程第5、報第4号 水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 報第4号 水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和7年度大江町水道事業会計予算について翌年度に繰り越したもので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告させていただくものであります。

事業内容につきましては、柳川地内導水管布設替工事、百目木地内上水道整備詳細設計業務となります。

なお、金額及び財源内訳につきましては、別紙、令和7年度大江町水道事業会計予算繰越計算書に記載のとおりでありますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 報第4号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで報告を終わります。

◎議第39号及び議第40号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第6、議第39号、40号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第39号及び議第40号の専決処分の承認を求めることにつきまして、一括してご説明を申し上げます。

議第39号及び議第40号の議案2件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、関係する条例の改正が必要になったことから、大江町税条例の一部を改正する条

例及び大江町都市計画税条例の一部を改正する条例について、令和8年3月31日に専決処分を行ったものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤税務町民課長。

○税務町民課長（伊藤 修君） それでは、議第39号 大江町税条例の一部を改正する条例の詳細についてご説明を申し上げます。

ただいま町長説明にもありましたとおり、今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたことから、令和8年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

それでは、主な改正点についてご説明申し上げますので、資料1－2をご覧くださいと思います。

表の左側に改正箇所、右側に改正内容を記載してございます。

1つ目は、軽自動車税についてであります。

令和8年度税制改正大綱において、自動車税及び軽自動車税の環境性能割については、米
国関税措置が我が国の自動車産業に及ぼす影響を緩和し、国内の自動車市場の活性化を速
かに図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和
8年3月31日をもって廃止をする。地方税の減収分については、安定財源を確保するための具
体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当てするとされました。これを受けて、
環境性能割について規定していた条文を削除し、軽自動車税種別割を軽自動車税と名称を変
更する改正を行ってございます。

また、附則第16条第2項は、環境負荷の小さい電気自動車等の新車に対して、その翌年度
の軽自動車税を軽くする制度の期間の延長、附則第16条第3項及び第4項は、令和7年度取
得分限りとされていた営業用軽自動車に係る燃費性能等により軽自動車税を軽くする制度の
廃止に係る改正を行ってございます。

2つ目は、個人住民税に関する改正になります。

第33条は、大口株主等の配当課税については、現行では配当割として所得税は源泉徴収さ
れるものの、住民税については特別徴収ができない取扱いとなっており、取扱いに相違があ
ることで特別徴収義務者の事務負担が過大になっていることから、個人住民税についても特

別徴収できるように改正されたものでございます。

第36条の3の3は、住民税の申告に必要な情報を公的年金等支払報告書の記載事項に含める改正、附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除、セルフメディケーション税制と呼んでおりますが、その適用期限の撤廃、附則第7条の3は、住宅ローン控除の期間を延長する措置、附則第8条は、肉用牛の課税免除の特例の期間を延長する措置の改正となっております。

3点目は、固定資産税に関する改正になります。

第63条は、固定資産税には所有する固定資産の課税標準額の合計が一定額未満の場合には固定資産税が課されない免税点がございますが、その免税点の見直しがなされ、家屋については免税点が20万円から30万円に、償却資産については免税点が150万円から180万円に引き上げられることとなりました。

附則第10条の3第14項は、バリアフリー改修が行われた民間の劇場や音楽堂に係る固定資産税の減額措置について規定しており、今回の改正により対象建築物が拡充され、減税率を市町村が独自に定めることができるとされたものの、本町においては民間の対象となる建築物がないこと及び独自に減税率を定めていないことから本規定について削除したものでございます。

以上、主な改正点について申し上げましたが、そのほかにも法律や条例改正に伴う条ずれ、項ずれへの対応をする改正を行っております。

なお、資料1－1として新旧対照表を配付しておりますが、説明は省略させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第39号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第39号 専決処分の承認を求めることについて、これを原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は承認することに決定しました。

次に、議第40号の質疑を行います。

ただいまの訂正します。

議第40号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

さらに訂正します。

担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤税務町民課長。

○税務町民課長（伊藤 修君） それでは、議第40号 大江町都市計画税条例の一部を改正する条例の詳細についてご説明を申し上げます。

これにつきましても、町長説明にありましたとおり、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたことから、令和8年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

それでは、改正の内容についてご説明いたしますので、資料2の新旧対照表の1ページをご覧ください。

附則第5項は、固定資産税と同様にバリアフリー改修が行われた民間の劇場や音楽堂に係る都市計画税の減額措置について規定しており、今回の改正により対象建築物が拡充され、減税率を市町村が独自に定めることができるとされたものの、本町においては民間の対象となる建築物がないこと及び独自に減税率を定めていないことから、本規定について削除をしたものでございます。

また、これにより2ページ以降の項を繰り上げてございます。

4ページをご覧ください。

附則第12項は、法律及び条例の改正による項ずれに対応する改正となっているものでございます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第40号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第40号 専決処分の承認を求めることについて、これを原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は承認することに決定しました。

◎議第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第8、議第41号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第41号 財産の取得についてご説明を申し上げます。

取得しようとする財産は、1.3メートル級の小形除雪車1台です。4月21日の入札の結果、寒河江重車輛株式会社、代表取締役土田朋由から4,125万円で購入するものであります。

納入期限につきましては、令和9年3月31日としており、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議決を要することから提案をするものであります。

詳細につきましては、担当課長のほうより説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君） 議第41号 財産の取得についてご説明申し上げます。

資料3をご覧ください。

このたび取得する財産としましては、図面に示します1.3メートル級の小形除雪車1台で、乗車定員2人の除雪機械となります。

これまで使用してきた除雪機械は、平成8年度に購入した同じ1.3メートル級の機械であり、購入からおおむね30年程度が経過し、令和8年3月31日をもってメーカーのアフターサ

ービスが終了し部品製造が中止となったことから、同等の除雪車を購入し更新するものでございます。

機械の大きさは、歩道を中心に除雪を行うことから、狭隘な箇所が多い集落内歩道にも対応できるように、現在まで使用していた機械同様に1.3メートル級の大きさの機械を選定したところでございます。

4月21日に指名業者2社による入札会を行った結果、寒河江重車輛株式会社、代表取締役土田朋由が4,125万円で落札いたしました。

なお、納入期限につきましては、令和9年3月31日としております。これは、当該除雪機械が受注生産品であり、納入までに8か月以上の期間を要することから設定したものでございます。

以上であります。

○議長（宇津江雅人君） 議第41号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 多分、これより小さい除雪の小型ロータリーは3年か4年前に1台購入していると思います。今回はそれよりも少し大きいロータリーになると思いますけれども、納入が来年度になるということで、今年度は古いやつで除雪をしなければならないということだと思いますけれども、その後、来年度、新しい除雪機が入った折には、古い除雪機をどのように処分するのかお答えをお願いしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君） ただいまのご質問にお答えします。

古い除雪機につきましては、これまでも同じように取扱いをしておりますが、公売をしまして、入札いただいた金額で一番高く入札いただいたところに売り渡すというふうなことで取扱いをする予定でございます。

○議長（宇津江雅人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第41号 財産の取得について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第9、議第42号 大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第42号 大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険法施行令及び国庫負担金などの算定に関する政令の一部を改正する政令が公布され、令和8年度から始まった子ども・子育て支援金制度のために、新たな保険税の課税を要することになったことや、持続可能な国民健康保険制度を構築するため国保税水準の県内統一を目指す山形県及び県内市町村の動きに対応するため、国民健康保険税の税率等を改定する必要があることから、提案させていただくものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤税務町民課長。

○税務町民課長（伊藤 修君） それでは、議第42号 大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

町長説明にもありましたとおり、今回の条例改正は、国民健康保険法施行令及び国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令の公布により、新たな課税区分として子ども・子育て支援納付金分が創設されたことや、国民健康保険の安定的な財政運営を図るため、

国民健康保険税の税率等を改定する必要があることから、提案をさせていただくものでございます。

それでは、改正の内容についてご説明を申し上げますので、資料4-2をご覧ください。
今回の改正点は、大きく2つ挙げられます。

1つ目は、国民健康保険税課税額等の改正になります。

初めに、国民健康保険の安定的な財政運営のための税率等の改定についてご説明申し上げます。

国民健康保険につきましては、平成30年度以降は県が財政運営を行い、市町村ごとに国保運営に必要な税率を算定し、市町村標準保険料率として提示をしているところでございます。平成30年以降は、一人当たりの医療費等が年々増加し、市町村標準保険料率も上昇し続けてきましたが、本町では保険税率を据え置いてきた経過があり、そのため本町の保険税率と市町村標準保険料率との間には、解離が生じているところでございます。

また、国の同じ県内に住んでいるのであれば、どの市町村であっても同じ保険給付費を同じ保険税負担で受けられることが望ましいとの方針を受けて、県では令和15年度までに、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険税負担となるよう保険税水準の完全統一化を目指しているところでございます。

しかしながら、本町の保険税率は県内でも低い水準にあることから、今後、県統一保険税水準まで引き上げることが必要になりますが、その改定に当たっては、本町の被保険者の負担が急激に上昇するのを避けるため段階的に改定を行うこととしたものでございます。

それでは、1の表をご覧ください。

それぞれの賦課区分ごとに改定後の所得割額、均等割額、平等割額及び課税限度額を記載しております。

なお、括弧内は改定前の税率であり、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の課税限度額には変更がございません。

具体的に申し上げますと、一番左側の医療給付費分では所得割額を5.0%から5.5%に、均等割額を1万9,800円から2万2,900円に、平等割額を1万5,000円から1万6,100円に、課税限度額を66万円から67万円に改定するものであり、後期高齢者支援金分及び介護納付金分につきましても、それぞれ表に記載のとおり改定をするものでございます。

また、新たに創設された子ども・子育て支援納付金分については、所得割額を0.3%に、均等割額を1,300円に、18歳以上の均等割額を100円に、平等割額を900円に、課税限度額を

3万円に設定をするものでございます。

次に、2つ目の改正点は、国民健康保険税軽減判定基準の改正になります。

下段の2の表をご覧ください。

国民健康保険制度では、所得の少ない世帯に対する軽減措置を定めておりますが、今回、5割軽減対象世帯の判定において被保険者数に乗ずる額を30万5,000円から31万円に、2割軽減対象世帯の判定において被保険者数に乗ずる額を56万円から57万円にそれぞれ引き上げるものでございます。これにより5割及び2割の軽減対象世帯の範囲がそれぞれ拡大することとなります。

以上、ご説明いたしました。今回の改正は、令和8年度分の国民健康保険税から適用するため、附則において施行期日を公布の日から施行することとし、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前のとおりと規定をしているところでございます。

なお、詳細な改正条文につきましては、資料4の1の新旧対照表をご覧くださいと思います。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第42号の質疑を行います。

3番、大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 二、三質問させていただきたいと思います。

現在、今、課長からご説明ありましたけれども、我々、大江町は比較的、国民健康保険これが、保険料そのものが非常に低く抑えられておりました。ただ今回、国あるいは県のほうで新しい条例になってくるということで相当なギャップが出ている状況を踏まえまして二、三質問させていただきます。

今回は、端的に言いますと、いわゆる町独自の医療費削減の努力は今まで1対1の関係だったのが、国・県から定量的な数値にもって評価される、それでインセンティブ、頑張った、この町村は頑張ったということでキックバックというふうにあると私は考え、そういう立てつけだと思っているんですけれども、であるならば、健康福祉行政そのものはこれからどういうふうにすべきか、例えば私考えでしたのは、その評価指標、それに基づいてピンポイントでパワー、それを割かなくてはいけないと思っているんですけれども、これ今までやってこのまま保持すべき保健行政、あるいは新しい評価に対してのどう保険行政が変わっていくか、変わる部分、それについてどういうふうにお考えなのかというのは、そのよしあしで町民に対する保険が相当変わってくると思っています。1年、2年だけじゃなくてずっと、

それについてどうお考えなのか執行部の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 税務町民課長。

○税務町民課長（伊藤 修君） お答えをいたします。

当然、今回、保険料率が上がるというのは、県の制度、国の制度に従って上げざるをいけないような状況になっているところでございますが、それに加えて当然、保健事業というのもこれまで数々やってきた中がございます。本町の場合でもさわやか健康づくり事業とかそういったところで、あとは保健師さんを中心に様々な健康観察とか健康指導を行ってきたところではあります、それもこれまではその指標に基づいて交付金という形で入ってきたところがございます。

ただ、これについても将来的に保険税の統一化が図られれば、保健事業につきましても県と県の考えている保健事業に統一される可能性があるというところがありますので、そこに対して、例えば町がそれ以上に保健事業を進めていくというところがあるのであれば、それは当然、国の制度、県の制度に合致しないところがあるので、それについては当然、基金なりを崩す必要が生じてくるのではないかなと思っていますところがございます。

ただ、その基金につきましても、現在令和7年度末で1億9,800万円ほどございますが、それについても、これからそういった保健事業を大江町独自で進めていくということであれば、当然途中まではその保健事業を拡大することは可能かもしれませんが、ただ基金についても当然、金額が定まっているところがございますので、そういったところは加味しながらはやっていきたいと思いますが、いつまでその基金がもつのかということも当然ございますので、その辺のところは勘案しながらやっていきたいなというふうに考えております。

ただ、保健事業の考え方についても、今回の統一に従って県の考え方に基づいて実施するような形になっていくものと考えております。

○議長（宇津江雅人君） 3番、大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 今、伊藤課長から説明ありましてけれども、まさに私、基金の残高、これについてどう評価するか、町として、今後どういう支出が出てくるのか。例えば大災害があったときに何らかの福祉的な後押しが必要ということでは分かります。この今、私、6年度の決算しか見ていなかったんですけども、2億800万だったのが若干減った。それでも2億。我々、大江町6,800人、6,900人の中で、この2億というのは、非常に厚い金額だと思っています。これについてその評価と、課長、今おっしゃられましたけれども、事業費に

使うというのは具体的なそんなに多額なものなんだろうという、これについてお答えください。

○議長（宇津江雅人君） 税務町民課長。

○税務町民課長（伊藤 修君） 確かに、町の保健事業については人間ドックに対する助成とか様々、県内の中でもかなり有数の補助制度をつくっているものだと思っております。

ただ、先ほども言ったとおり、今回の保険税については標準の保険税率との間に差がかなりあると。今回、全協のほうでも説明させていただきましたけれども、一気に上げるわけにはいかないと、やはり被保者の負担が大きくなるものですから、段階的に上げていくという選択をさせていただいたわけです。でも、段階的に上げるということは、そこでやはり財源不足が必ず生じるので、段階的に上げたとしても当然基金をそこに入れる、入れながら最終的に保険税の県内統一に向けてやっていく必要があるかと思います。

仮に、今回、国保税の医療費というのはどんどん上がっている状況なので、今の保険税の標準税率は今現在のままで計算をしておりますけれども、将来的にはもっと上がる可能性もあると、そういった中においては、やはり当然段階的な中ではその基金についてもある程度今以上に使っていく必要があるのではないかという考え方がございますので、そういった中で基金は活用していきたいとか温存をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（宇津江雅人君） 3番、大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 今、課長おっしゃった、確かにそのとおりだと思います。

しかしながら、私ちょっと危惧するのは、例えばこの前のシミュレーション、全協でいただいたシミュレーションなんですけど、夫、妻、子ども2人、小学生から15歳、この4人家族で取りあえず令和8年度、これが4万4,000円ほどプラスになります。ということは8年、9年、10年にはこの倍、つまり9万円ぐらい増額なる。これはもちろん自営の方、商売なさっている方、農業の方、この方たち、これだけの急激な上がりというのは町民にとって非常に厳しいものだと思うんですが、執行部の、もちろんいろんなことを考えていらっしゃると思ったんですけども、ただ100歩譲って、大江町は非常に頑張って医療費を抑えてきたという経緯がありますから、県と同額となるというこの差、これが今回非常に多かった、これはあると思います。それにつけても実際町民がこれだけの金額を3年後にこうなりますと言った場合にどう思うか、それについて執行部の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 税務町民課長。

○税務町民課長（伊藤 修君） この点につきましても、この前の全協のところで説明をさせていただきましたが、まず基本的な考え方として県内で統一した保険料を目指すというのが大前提にあるので、その中で確かに若い方の保険料を下げるという考え方はあるかもしれませんが、まず今の段階では全ての標準保険税率に達しているわけでもございません。当然、子どもさんについて安くするということをしてもよろしいのではありますけれども、先ほど言った２億円の基金を取り崩さないとその部分のほうは補填できないと考えております。

ましてや今２分の１を上げて、そのうち１０年度に２分の１を上げて、その後県内の統一した保険料にするためには、かなり今から上げていかなければならない状況にあります。その中で子どもたちの保険料を安くするというのも一理あるかとは思いますが、そこにはやはり財源としては基金を入れるしかないということになります。基金が枯渇した場合について、もっとその後に上がった場合にもう子育て世帯の保険料を安くするといったときには、かなりの保険料との差があつて、その分を一気にその子育て世帯の方から負担をしていたらかなければならないという状況にも当然あると思います。

今回の制度の中で、子ども・子育て支援納付金分というのは新たに創設されたものでございますけれども、その中で均等割につきましては、子どもからは均等割はもらわないという制度も当然あります。その分は１８歳以上の被保険者から１００円をもらうということで考えている部分もありますし、あとあわせて今、高校生までの医療費の無償化というところもありますので、そういった医療費を払う面からにおいても子育て世帯についてはある程度大きな恩恵が今、補助金という形で与えられているのではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（宇津江雅人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） ３番、大沼清人君。

討論ですね。反対討論ですね。

○３番（大沼清人君） ただいまより令和８年度からの国民健康保険料税率改定について、何の緩和措置も講じないままの大幅引き上げには反対の立場から意見を申し上げます。

今回の改定は、納付金ベースでの県統一の意向と子ども・子育て支援の上乗せという町民にとって負担増のダブルパンチでございます。全員協議会で示された世帯別シミュレーションによれば、物価高騰に苦しむ子育て世代、自営業者にとってこの突然の大幅な引き上げにどれほど致命的なダメージを与えるか、火を見るよりも明らかです。

民間の最前線で、私は長く営業に携わってまいりましたが、顧客すなわち町民に対して事前の十分な合意形成や痛みを和らげる工夫もなく、突然大幅な値上げを押しつけることは行政への信頼関係を根底から崩すことにもなりかねないと考えております。値上げが不可避な外部環境の変化であっても、手元に経営体力すなわち基金があるならば、それを活用して影響をなだらかに吸収する期間、いわゆるバリアフリーバッファーですね、を設けるのが責任ある組織運営のセオリーではないでしょうか。

執行部は、基金の取り崩しは将来の財政を圧迫すると懸念されていると思います。ただ、今回の負担増は町単独の放漫財政によるものではなく、国や県の制度変更という外部要因による特殊的なショックです。この一時的なショックから町民の生活を守るためには、まさに基金本来の、このための支出は、まさに基金本来の設置目的に合致するものです。

私は、永遠に保険料値上げ分を補填し続けろということは全く申し上げておりません。制度移行期のソフトランニングに限定した明確な期限付きの措置を提案いたします。

大江町は現在、課長からありましたけれども2億に近い基金残高であります。半分の1億は将来の大規模災害等に備えたセーフティーネットとして死守する。そして残りの1億を仮に年間3,000万円ずつ3年取り崩したとしても急激な負担増は十分に抑制でき、かつ基金が枯渇することはありません。当然これは単なるばらまきであってはいけません。基金を使って町民の痛みを和らげていくこの3年間の猶予期間中に、行政として医療費そのものを下げるための抜本的な対策に投資すべきであります。例えば、レセプトデータを徹底的に分析した重症化予防のピンポイント指導、特定健診の受診率向上キャンペーン、あるいはデータに基づいた保健事業を強力に推進、結果的にコスト削減という体質改善を同時に走らせる必要があります。

町の今の手持ちのカードを有効に切り、町民の生活と町の財政比率のバランスを、これを取る、それが我々の責任だと思っています。恒常的ではない数年間に限定した現実的な緩和措置を講じるべきであって、私の訴えとさせていただきたいと思います。

ぜひ皆さんのご理解を承れればと思います。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） ほかに賛成討論につきましてありませんか。

8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） ただいまの大沼議員の反対討論に対して、私のほうからは賛成の討論をさせていただきたいと思います。

まず、賛成の意見を言う前に、大沼議員の言っていることはごもっともでございます。ただし大沼議員は、ただいま課長の説明なり様々な説明をよく聞いていらっしゃったのか、それをまずお聞きしたいと思います。

課長のほうも子育てに関しては、うちの町ではほかの町にない様々なことで子育ての支援を行っているのは、ここにいる議員も並びに職員の方もご存じのとおりだと思っております。それに保険料も今回は町が単独で上げるということではなくて、国・県の指導により県の基準に倣う、それに対してどういうふうにしていくか、本来であれば一気にぼんと上げるべきところを町としては負担者の負担にならないように、いわゆる少しずつ上げていくという説明も行っていると思います。

確かに、基金の話もありました。基金は使うことが有効に使うことであれば、それはいいことでありますけれども、ただ基金も使ってしまうとなくなってしまうのも事実であります。ある程度の期間、大沼議員が言いました、3年なり5年なりの部分で基金を使いながらならかに保険料を上げていけばいいのではないかとはいいましたが、それが今度なくなつたときには、大きい金額の引き上げになるというのは多分皆さんもご存じになっていると思います。そこでやはり今回はしっかりと町のほうでもどういうふうにしたら、町民の負担を少なくなるかということをしっかり考えた上での提案でありますので、私はこの提案には賛成したいと思います。

○議長（宇津江雅人君） そのほかに今度は反対討論ある方いらっしゃいますか。

いないようですので、ほかに討論なしと認め、採決します。

議第42号 大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 賛成多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（宇津江雅人君） 開議を再開します。

◎議第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第10、議第43号 大江町朝日連峰古寺案内センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第43号 大江町朝日連峰古寺案内センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

現在、本条例では、古寺案内センターの管理は指定管理者に行わせるとの規定になっております。

一方、令和8年度における古寺案内センターの管理につきましては、4月20日に開催させていただきました全員協議会でご説明申し上げましたとおり、朝日連峰に理解と経験を有する有志の方々からのご協力をいただきながら、本年度の管理運営を行う予定としております。

このような状況を踏まえまして、町が自ら管理を行うことができるように条例を改正するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） 議第43号 大江町朝日連峰古寺案内センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、詳細をご説明申し上げます。

古寺案内センターにつきましては、令和9年度からの指定管理者による管理運営を目指して、今後、指定管理者の公募を行う予定ですが、指定管理者が決まるまでの間、登山者の安

全確保や情報提供、施設管理の観点を踏まえ、有志の方々から管理していただけるよう調整を進めているところでございます。

それでは、改正内容について新旧対照表によりご説明を申し上げます。

資料5をご覧ください。

改正内容としましては、条例第3条中「案内センターの管理を行わせるものとする」を「案内センターの管理を行わせることができる」に改め、第13条を第14条とし、新たに第13条として、町が管理を行う場合において対応するための読み替え規定を追加するものでございます。

具体的には、施設の利用の許可や利用許可の制限、利用許可の取消し、利用料金の収受について町が行えるようにするための対応となります。

また、附則において本条例の施行日を公布の日からとするものでございます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第43号の質疑を行います。

8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 古寺案内センターの条例改正ということでただいま説明がありました。今回の条例改正におきましては、今年度、指定管理の募集を昨年度からしていたにもかかわらず指定管理者が現れなかった。今年度に関してはそういう状況であるから、町として何とか案内センターを開けるために様々なご苦労があったと思います。その中で先ほどありましたように、山岳会の有志の方とか朝日連峰を愛する有志の方が、今年度に関しては管理をしていただくということで、それに合うように条例の改正ということで理解をしております。

ただ、その条例改正の中で説明がありますとおりに、古いものでは「管理を行わせるものとする」、新しいところには「管理を行わせることができる」という言葉の言葉じりのあやでいかようにも取れると思っておりますけれども、この場合ちょっとお聞きしたいんですけども、まず有志の管理というのはどのような業務をするものなのか。また、町がもし管理する場合、宿泊等に関する宿泊の許可、そのようなことをどのように考えているのか、まずこの2点をお聞きしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） 1点目のどのような内容の業務になるのかというような点でございますが、こちらの案内センターについては、登山者の安全確保という部分では、きち

んとした山の案内というようなことが基本になるのかなというふうに思っております。それに加えて施設の維持というような部分での対応、あとは駐車場もございますので、そちらのほうの環境整備、あるいは協力金というようなことで頂いているその協力金の回収というような部分を対応いただきます。

あわせて仮設トイレ、そちらのほうも登山者向けの対応ということで設置いたしますので、そちらのほうの清掃ということで日常管理的な部分について対応いただきます。それに加えて、宿泊というような部分になるかと思いますが、そちらお客さんがいれば、そちらのほうの対応というようなことになってございます。

あと、2点目について町が管理というような部分でお話もあった件でございますが、こちらについても基本的には有志の方々から対応いただくというのも町が管理運営を行うというような部分になってくると思います。基本的には同じような対応というようなことで、今回は有志の方々から管理運営をしていただくというような内容でございます。宿泊の対応あるいは案内、登山者への案内、対応というようなものが業務の内容となってまいります。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 今、様々、課長のほうから管理の内容は説明がありました。その中で最後のほうで宿泊という言葉が出てきましたけれども、宿泊に関しては、やはりきちんとその宿泊業の許可を取らなければいけないのではないのかなと私は思っております。

その許可に関しても今後、指定管理者が決まるたびに許可の変更をするのでは、なかなか大変だということでありますので、今回この機会にしっかりと、その古寺案内センターに来る方は、多分ほとんどの方が宿泊が目的で、やはり午後から来たり、夕方に来て、そこで泊まって、次の日の朝早く朝日に登っていく、そういう方々がほとんどだと私は思っております。そういうことでありますので、しっかりとその宿泊の許可を取り、登山家の方が先ほどありましたけれども、安全で安心して山に登れるようにしっかりと体を案内センターで休めてもらって、山に行っていただきたいということをお願いしたいと思います。そのためにもしっかりとその旅館業の許可、今現在は前の方の多分許可だと思いますけれども、そのところきちんと町のほうでその旅館の許可申請を取って、来年度からもし指定管理者が現れたときには、その許可証を使って業務ができますぐらいの気持ちを持って取り組んでいただきたいと思いますが、その辺に関して何かご意見がありますでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） 旅館業に関しまして、今、議員さんがおっしゃったとおり、昨年度までの指定管理者が許可を受けていたというような実態になっております。今年度も暫定的な運営というような形になりますが、町のほうで旅館業を取った上で対応が必要かなというふうに感じております。その後、来年度以降については、町でするのかどうかというところまでは、また調整が必要なのかなとは思っていますが、議員さん今おっしゃったとおりの対応ということも含めて検討させていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 古寺の案内センターにつきましては、町民の貴重な財産が、財産といふか税金が使われております。やはり管理者の都合で開けないとかそういうことがないように、しっかりと町で様々なもの、やはりこの旅館業の申請等にしても、町が持っていれば何ら問題がないことで考えておりますので、しっかりとその辺のところ考えながら今後新たな指定管理者が現れるまで、また現れてからも、そこの部分に関しては町のほうでしっかりと対応していただきたいと思いますので、朝日の古寺の案内センターに、今年もたくさんの方が来ていただけるように頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） ほかにありませんか。

3番、大沼清人君。

○3番（大沼清人君） ちょっと質問です。

まず、この議論の前に、やはり大江町の全体の中で朝日連峰はどういう位置づけにあるのか。ここにありますように、この中で1,000人程度の宿泊者並びに関係人口がございます。入り込み客ですね。ほとんどのお客さんはやはり県外、首都圏、仙台、もちろん百名山に入っているわけですから。その中でちょっと危惧しますのは、あそこでいわゆる宿泊だけで食事がないとすると、この関係人口はどの程度、増えるということはないと思うんですけども、影響というのはどういうふうに課長考えていらっしゃるのかお聞かせください。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） 今年度については、食事の提供はちょっとできないというようなことで、有志の方々とも打合せ、話し合いをした中で、なかなかその負担というのは大きいというようなことを確認しております。来年度以降、指定管理者がきちんと決まれば、食事の提供、宿泊というような部分もきちんとした形で取り入れるようなことができるのかなというふうに感じております。

位置づけとしては、やはり山を愛する人が数多く訪れている朝日連峰ですので、そういった魅力、大江町の魅力を発信できるコンテンツとして使えるのかなというふうには思っておりますので、さらによくしていこうというような形の中で、指定管理者の指定までということで今年のうちに対応させていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 3番、大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 私も山が好きで数回、朝日に登ったんですけども、そのセンター、この施設についてもちょっと入ったりしてみました。その中でちょっと気がついたのは、今までの指定管理者は、単にあそこに宿泊させるための機能しか持っていなかった。つまり行って朝日に対しての情報の提供という部分はほとんどなかった。勝手に中に入らないでくれというそういうスタンスでした。これは非常にあまりよろしくない。本当に管理案内センターと言うならば、その辺の情報の提供、防災の拠点、あるいは何かあった場合の結束点になる、そういう機能はぜひ保持していただきたい。もちろん売上げを上げるのは大事だと思うんですけども、せっかくこれだけの人数が我々大江町に来ていただいた。気持ちよく帰っていただける、そういう機能を次は果たしていただきたいと思っております。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） 議員のおっしゃるとおり、登山者の安全という部分も含めて、山の魅力を発信するというような施設の位置づけでありますので、そのような形で指定管理者、新たな指定管理者が決まりましたら、きちんとしたそういった基本的なところについても確認しながら進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第43号 大江町朝日連峰古寺案内センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第11、議第44号 令和8年度大江町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、議第44号 令和8年度大江町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

このたび提案いたします補正予算は、国民健康保険税の税率改定に伴う国民健康保険特別会計繰出金の追加のほか、4月20日の全員協議会においてご説明いたしました朝日連峰古寺案内センターの今後の運営方針に基づきまして、令和8年度の管理、運営に要する経費を追加するとともに、令和9年度からの指定管理者による運営に向けて指定管理料の債務負担行為を設定するものであります。

歳入予算につきましては、国民健康保険特別会計繰出金の特定財源である国・県負担金のほか、古寺案内センターの施設維持協力金を計上するとともに、不足する財源として前年度繰越金を追加いたしました。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ280万円を追加し、補正後の予算総額を62億5,280万円とするものであります。

3ページの第2表、債務負担行為補正は朝日連峰古寺案内センターの指定管理料になります。債務が当該年度以降にも発生することから、その期間及び限度額を定めるものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第44号 令和8年度大江町一般会計補正予算（第1号）につ

いてご説明いたします。

初めに、3ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正は、朝日連峰古寺案内センターの指定管理料になります。

町長説明にもありましたとおり、令和9年度からの指定管理者を公募するに当たって準備が必要なため設定するもので、債務が当該年度以降にも発生することから、その期間及び限度額を定めるものになります。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたしますので、5ページをご覧ください。

3款民生費は89万3,000円の増額です。

1項1目社会福祉総務費は、国民健康保険税の税率改定に伴い、国民健康保険特別会計繰出金のうち保険基盤安定分を追加するものです。

7款商工費は190万7,000円の増額です。

1項3目観光費は、古寺案内センターに関する経費になりますが、指定管理者が決定するまでの間の措置として、本年度については有志メンバーのご協力による暫定的な方式での運営を想定しております。具体的には、ご協力いただく方への謝礼のほか、施設開設に伴い増加が見込まれる施設用の消耗品費や燃料費、光熱水費等を計上するものであります。

4ページの歳入予算をご覧ください。

14款国庫支出金及び15款県支出金につきましては、国民健康保険特別会計繰出金に係る特定財源になります。

また、20款諸収入につきましては、古寺案内センターの利用者から頂くこととなる施設維持協力金であります。

このほか不足する財源に充てるため、前年度繰越金を追加して歳入総額を調整いたしました。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） お諮りします。

議第44号の質疑については、歳入歳出一括して質疑を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括して質疑を行うことに決定しました。

なお、発言される場合は、ページ数をお示しの上、発言してください。

それでは、議第44号の質疑を行います。

5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 先ほどの43号で質問すべきか、ここで質問すべきかちょっと迷ったんですけれども、債務負担行為についてお伺いします。

来年から3年間の指定管理者ということの募集に係る費用だと思いますけれども、そのほかに指定管理ではなくスタッフという関連で、今、やまさあーべという施設が大江町にありますけれども、ここの発足するときは地域おこし協力隊という方を入れて、指定管理者は地元の方、今、さわらび会ということで現在に至っていると思うんですけれども、案内センターに関しても地域おこし協力隊を募ってみるということもよいのではないかというふうに考えるんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（宇津江雅人君） 地域おこし協力隊について……。

地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） 今の議員のご提案をちょっと理解しますと、指定管理じゃなくて地域おこしでの運営ということもあるんでないかというようなご質問かなというふうに思います。

地域おこしに関しては、一定のミッションというようなことで募集をかけて来ていただいているというようなことがあります。今回の古寺案内センターについては、指定管理者を募ってというようなことで考えておりまして、団体でなければいけないというような、団体とか法人とかそういったところをお願いするというふうなことで考えております。

地域おこしというような形で考えた場合に、多分1人では対応できないというところもありますので、複数の人数が必要になってくるというようなこと、あとはどれだけそういった方がいらっしゃるのかということもちょっと不透明ですので、まずは指定管理者を募集してというような対応を優先すべきかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 課長のおっしゃるとおりだとは思いますが、やはり古寺案内センターに関しては、山が好きだとか山を知っているとかなという方がスタッフになるということとは、大事なことはないかなというふうに思います。

指定管理者がスムーズに決まればよいと思いますが、難航するというのも踏まえて、早

い対応をしていくべきではないかというふうに思いますので、お願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） やはり答弁要りますか。

○5番（藤野広美君） あれば。

○議長（宇津江雅人君） あれば。課長何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 4ページで歳入のほうで、雑入のところで施設維持協力金ということで、105万円ほど計上されております。

多分これは駐車場の利用料金のところだと思いますけれども、この駐車場の利用料金に関しても、多分、古寺案内センターを建設するときに質問をしたと思いますけれども、人の手で駐車料金を徴収するというのは、なかなか大変ではないかと。なぜかといいますと暗くなってから車で来る方もいると思います。ということで利用する方から満遍なくその駐車料金の徴収ということは、なかなかできないのではないかと考えております。

そこで以前にもお話ししましたが、県のサクラマスのいわゆるセンターがありますよね。あそこのところに駐車場に入るためのゲート、有料のゲートのバーをつけてはどうかと思いますけれども、その辺に関しては以前に言ったにもかかわらず、何もその後ないということなので、しなくてもいいと思っていると思うんですけれども、どうせだったらそういうところにきちんとつけて、利用する方からきちんと駐車料金の徴収をしていただきたい。できれば、もう今どこに行っても駐車料金は2,000円3,000円の時代になっていると聞いております。やはりそういうところもしっかり周りのところに合わせて、料金なども上げながら、少しでも町のほうでもお金を出さなくてもいいような考えをすればいかがかと考えておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） 歳入の部分の雑入ということで、施設維持協力金105万円でございますが、こちらについては駐車場協力金というようなことではなくて、施設維持協力金、泊まる方あるいはシャワーを利用される方というような部分で協力金をいただくというようなことで、金額については宿泊が300人、シャワー利用が300人、今後実態としてはどうなるのかというようなことはなかなか見込めないところもありますので、実績に合わせてまた補正をさせていただきたいなというふうに考えているものでございます。

あと、駐車場の関係でお話がありました。この件については、私も担当課長になる前に検

討した経緯があるようでございますが、そのゲートを設けるという部分についてもかなりの費用がかかるというようなことで、もしかしたら利用料金以上にゲートの費用がかかってくるというようなこともあるようですし、雪の多いところというようなことでその施設設備についても破損が十分考えられるというようなことから、今現在のような管理体制を取らせていただいているというような実態でございます。

○議長（宇津江雅人君） 8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 申し訳ありませんでした。

多分、当初のほうに駐車料金のほうの多分入の部分はあったのかなと思っております。金額が似ていたのでちょっと勘違いをしました。

ただ、今課長からありましたとおりに、ゲートに関してはお金がかかるというのは分かっております。ただ、やり方としてそういう会社に業務を委託するということで、いわゆるその残った金額を町でいただけるということも考えれば、そういうことも考えてみる余地があるのではないかと思いますけれども、あまり、その何というのかな、全部、町でしなければならぬという考え方ではなくて、委託できるところは委託しながら、町で収入なるようなことも考えながらやっていくべきではないかと思いますけれども、再度どうでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） 多分6年前ぐらいに、その件についても検討された経緯があるようです。業務委託というような部分もちょうと話として出てきたというようなことで、業者のほうにも確認したところ、かなり管理に関しては何か急にトラブルがあった場合、駆けつけなければならないというような状況もあるようでして、なかなかすぐ行けるような距離ではないというようなことで、業務委託についてはなかなか難しいというような回答があったというようなことを聞いておりますので、なかなか業務委託というような部分にはできないのかなというふうなことで認識をしておるところでございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） できないことを想定して話をするのではなくて、やはり6年前とは今状況が違っているということもあると思います。やはりどうやったらできるか、ただ古寺の案内センターの入り口だけでなく、その日本全国でそういう同じ状況の中で、ゲートを付けて運営しているところもあるはずです。やはりそういうところがあるのであれば、古寺でもできるのではないのかなということを思いますので、諦めないで何とか頑張っていただ

きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第44号 令和8年度大江町一般会計補正予算（第1号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第12、議第45号 令和8年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第45号 令和8年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、本日先ほどご可決をいただきました国民健康保険税率の改定等に伴い、歳入については国民健康保険税の追加と繰入金の減額を行うとともに、歳出については国民健康保険事業費納付金のうち、子ども・子育て支援納付金分を新たに計上するものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ450万円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を8億5,550万円とするものであります。

ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤税務町民課長。

○税務町民課長（伊藤 修君） それでは、議第45号 令和8年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の詳細について、ご説明を申し上げます。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたしますので、4ページをお開きください。

3款4項1目子ども・子育て支援納付金分は、令和8年度から新たに子ども・子育て支援金制度が開始されことに伴い、町が納めるべきとして山形県から通知のあった納付金額として450万円を計上するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、3ページをご覧ください。

1款1項1目国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の現年課税分を、今回の保険税率改定に伴う収入見込によりそれぞれ補正するほか、子ども・子育て支援納付金分の現年課税分は、課税区分の新設により新たに380万円を計上するものでございます。

5款1項1目一般会計繰入金は、保険税率改定に伴い低所得者の保険税軽減等に係る保険基盤安定繰入金を追加し、2項1目基金繰入金は、保険税の追加等に伴い200万円を減額をいたしましたものでございます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） お諮りします。

議第45号の質疑については、歳入歳出一括して質疑を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括して質疑を行うことに決定しました。

なお、発言される場合は、ページ数をお示しの上、発言してください。

議第45号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第45号 令和8年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 賛成多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（宇津江雅人君） 以上で本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和8年第2回大江町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 8 年 6 月 17 日

議 長 宇津江 雅人

署 名 議 員 安 食 幸 治

署 名 議 員 櫻 井 和 彦